

# 湖西市週休2日推進工事実施要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、湖西市が発注する建設工事において、週休2日を推進する工事（以下「週休2日推進工事」という。）の実施にあたり、必要な事項を定めるものとする。

## (対象工事)

第2条 週休2日推進工事の対象は、湖西市が発注する予定価格130万円以上の工事を対象とする。ただし、以下に該当する工事は対象外とする。

- (1) 災害復旧工事等、緊急を要する工事。
- (2) 施工に必要な実日数が1週間程度等、対象工事に適さないと判断する工事。

なお、(2)により対象外として発注した工事については、契約後、現場着手までに受発注者間協議を行い、必要に応じて対象とすることができる。

## (用語の定義)

第3条 この要領において用いる用語は次のとおりとする。

### (1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上に相当する休工日を取得したと認められる状態のことをいう。

### (2) 対象期間

工事着手日（準備期間を除く）から工事完成日（後片付け期間を除く）までの期間のことをいう。ただし、年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。

### (3) 休工日

対象期間において、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所された日のことをいう。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。

### (4) 現場閉所率

対象期間における休工日の割合（休工日数／対象期間日数）で算定する。現場閉所率が28.5%以上の場合を4週8休以上、25%以上28.5%未満を4週7休以上4週8休未満、21.4%以上25%未満を4週6休以上4週7休未満とする。

## (発注)

第4条 週休2日推進工事は次のいずれかの方式により発注する。

(1) 発注者指定型

湖西市週休2日推進工事特記仕様書（発注者指定型）（別紙1を参考とする）を添付し、4週8休以上の達成を前提とした補正係数により費用を計上し発注する。

(2) 受注者希望型

湖西市週休2日推進工事特記仕様書（受注者希望型）（別紙2を参考とする）を添付し、契約後、受注者が週休2日推進工事の実施を希望する場合には、受発注者間協議により適用可能とする。

（実施方法）

第5条 週休2日推進工事の実施方法は次のとおりとする。

(1) 受注者は、現場着手日までに4週8休以上の休工期取得計画表（別紙3を参考とする。）を監督員に提出し、これに基づき施工を行う。受注者希望型については、週休2日に取り組むレベル（「4週8休以上」、「4週7休以上4週8休未満」または「4週6休以上4週7休未満」のいずれか。以下、「取組レベル」という。）を受発注者間協議により設定し、休工期取得計画表を作成する。なお、発注者指定型において受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合には、対象期間開始前に受発注者間協議を行うこととする。

(2) 受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度変更の休工期取得計画表を監督員に提出する。

(3) 監督員は、受注者に工事記録簿等の資料を求め、休工期及び現場閉所率について確認を行う。なお、4週8休以上の休工期が確保できなかった場合には、現場閉所率に応じた費用計上による変更契約を行うものとする。また、受注者希望型において現場閉所率の算出結果が取組レベルを超えた場合でも、当初協議による設定を上限として判定し、第6条、第7条及び第8条を適用する。

(4) 上記取組実施内容については、入札公告等で提示する特記仕様書に明記する。

（費用の計上）

第6条 静岡県が定める「週休2日推進工事積算要領」「週休2日推進工事（建築工事）積算要領」に基づき、費用の計上を行うものとする。

（工事成績における評価）

第7条 工事成績評定の対象となる工事にあっては、現場閉所率に応じて以下のとおり「創意工夫」項目で加点を行うものとする。

(1) 4週8休以上の場合は、2点を加点する。

(2) 4週7休以上4週8休未満の場合は、1点を加点する。

(3) 4週6休以上4週7休未満の場合は、0.5点を加点する。

（達成証明）

第8条 本要領を適用した工事において、4週6休以上の現場閉所が確認された場合は、その達成状況を工事検査結果通知書により発注者から受注者に通知する。

(入札公告)

第9条 発注者は、週休2日推進工事を試行する場合、入札公告において「週休2日を推進する工事」であることを明記する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。